

平成 16 年 8 月 3 日

各 位

会社名  丸文株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 敬 司  
(コード番号 7537 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 黒川 佳 一  
(TEL 03-3639-3010)

## ストックオプション（新株予約権）の発行内容に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 8 月 3 日開催の取締役会において、6 月 29 日開催の当社第 57 回定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他の未定事項は、当該新株予約権の発行予定日である平成 16 年 8 月 4 日に決定する予定です。

### 記

1. 新株予約権の発行日  
平成 16 年 8 月 4 日
2. 新株予約権の発行数  
1,400 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
3. 新株予約権の発行価額  
無償で発行するものとする。
4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数  
当社普通株式 140,000 株

5. 新株予約権の行使に際しての払込価額  
未 定

新株予約権の行使時に払込みをすべき 1 株当りの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株式を発行するときは、次の算式により、発行価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額  
未 定

7. 新株予約権の行使期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社あるいは当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。

新株予約権の譲渡、質入れおよび相続、その他一切の処分は認めない。

新株予約権者は、割当を受けた新株予約権の全部または一部につき、これを行行使することができ。ただし、新株予約権の一部行使はその目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限りこれを行うことができる。

9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうちの資本組入額

未定

発行価額中資本に組入れない額とは発行価額より資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

11. 申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社取締役 14 名、当社従業員 42 名、当社子会社取締役 7 名 合計 63 名

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 16 年 5 月 18 日

(2) 定時株主総会の決議日 平成 16 年 6 月 29 日

以 上